

米軍普天間飛行場におけるPFOS等を含む処理水の公共下水道への放出に関する意見書

去る8月26日、在沖米海兵隊は米軍普天間飛行場に貯蔵している有害で残留性の高い有機フッ素化合物PFOS等を含む約6万4千リットルの汚水を独自で処理したとして、一方的に宜野湾市の公共下水道に放出した。

放出した処理水について、在沖米海兵隊はPFOSとPFOAの合計値が2.7ナノグラムになるよう処理したと安全性を強調している。しかし、処理を巡っては日米で協議中であつたにもかかわらず、県への30分前のメール通知をもって、国や県、地元の宜野湾市の了解が得られないまま放出を行ったことから鑑みても、到底容認できるものではない。

さらに、地元の宜野湾市は、米軍が処理水の放出を開始したとする8月26日午前9時半から1時間40分後に、同飛行場だけからの汚水が流れ込むマンホールで採取した下水の分析結果として、PFOSとPFOAの合計値は1リットル当たり670ナノグラムで、国の基準値（50ナノグラム）の13.4倍に達し、ほかに、PFHxSが69ナノグラムだったと10日に発表している。この分析結果から、米軍の処理が適正でなかった可能性や、放出した水以外の基地内の汚水が高濃度だった可能性が思料される。

また、在沖米軍基地に隣接する金武町、嘉手納町、うるま市、沖縄市などでも、高濃度のPFOSを含む水等が検出され、米軍基地と周辺の環境汚染の問題解決が急がれている。

PFOS・PFOA等は、生物への蓄積性、発がん性の疑いのある化学物質として、廃絶に向けて国際的に規制されており、その含有物は保管、表示、訓練及び点検時等における措置等技術上の基準に従い、厳格に管理することとされている。

よって、本市議会は市民・県民の健康と安全で安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場内におけるPFOS等を含む処理水の放出に強く抗議し、下記の事項を要求する。

記

1. 環境中で分解されにくく、残留性の高いPFOS等を含む処理水を公共下水道や河川へ絶対に放出しないこと。
2. 在沖米軍施設で保管するPFOS等の含有物と汚水の管理状況を公表すること。
3. PFOS等の含有物と汚水については、米軍の責任において焼却処理で行うこと。
4. 泡消火剤は速やかにPFOS等を含まない代替品等へ替えること。
5. 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を早期に中止させること。
6. 在沖米軍基地と隣接地でPFOS等の汚染実態を調査し、完全なる汚染浄化を緊急に実施すること。
7. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
8. 普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月29日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣